

令和7年度武豊町いじめ防止基本方針

I いじめの防止に対する基本的な考え方

「武豊はひとつ～いのちの教育～」というフレーズのもと、町・学校・関係機関・地域・保護者が一体となって子どもたちへいのちの大切さを伝え、いじめ根絶のために取り組んでいく。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る、許されない卑怯な行為であり、「しない、させない、見逃さない」との考え方を基本として取り組む。
- 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、地域全体で取り組む。
- いじめによる深刻な影響等について、児童生徒自身が理解を深められるようにする。
- 町、学校、家庭、地域、その他の関係機関がそれぞれの役割を主体的に果たしながら、緊密に連携して取り組む。

3 町・学校・地域や関係機関・保護者の役割

(1) 町の役割

- いじめ防止基本方針を定め、必要な施策を策定し、実施する。
- 相談体制や教職員の研修を充実し、町、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携体制の整備に努める。
- 学校に適切な指導・助言を行う。いじめの報告を受けたときは、必要な指導・助言・措置を行う。
- 保護者や地域に対して、いじめ防止に関する啓発活動を行う。

(2) 学校の役割

- 安心して学習やその他の活動に取り組むことができる学校づくりを目指す。
- 町、家庭、地域、その他の関係機関と連携していじめの防止や早期発見に取り組む。いじめが発生した場合は、適切かつ迅速に対処する。特に、いじめが犯罪行為に相当し得る場合は、警察への相談・通報を行う。
- 命を大切にし、相手を思いやる気持ちを高められるよう児童生徒を指導する。
- 情報モラル教育を行う中で、インターネットを通じたいじめの未然防止を図る。

- 各種アンケートや教育相談を通して状況把握に努め、安心して相談できる体制を整備する。(各種アンケートは実施後5年間保存する。)
- 学校評価等でのいじめ問題への対応に関する評価を基に、学校いじめ防止基本方針の検証・見直しを図る。
- いじめの積極的な認知に努め、早期発見・早期対応(組織的対応)につなげる。
- 児童生徒、保護者にいじめ等の相談窓口を紹介する。

(3) 地域や関係機関の役割

- 児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。
- 相互に連携して児童生徒を見守り、いじめの撲滅に努める。
- いじめの疑いがある場合は、積極的に情報を提供する。

(4) 保護者の役割

- 自分の子どもがいじめを行うことがないように指導し、日頃から相談できる親子関係づくりに努める。
- 町や学校の基本方針に基づき、協力していじめの防止等に努める。
- 自分の子どもがいじめを受けた場合は、全力で保護する。
- いじめが発見された場合は、速やかに学校や関係機関等に相談する。

II いじめの防止のために武豊町が実施する施策

1 組織等の設置

(1) 武豊町いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連携調整を図る。

(武豊町いじめ問題対策連絡協議会要綱)

(2) 武豊町いじめ問題専門委員会の設置

教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議するほか、重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合に調査を行う。

(武豊町いじめ問題対策連絡協議会等条例)

(3) 武豊町いじめ問題調査委員会の設置

重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長の諮問に応じ、報告に係る重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために再調査を行う。

(武豊町いじめ問題対策連絡協議会等条例)

→弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

2 町(教育委員会を含む)が取り組む主な施策

(1) いじめの防止

- 各学校への指導・助言
- いじめ防止等に関する研修の充実
- 道徳教育・体験活動の充実
- 情報モラル教育の推進
- いのちの教育の推進
- 人権教育の充実

- 特別支援教育の充実
- 学校運営改善の支援
- 保護者への啓発
- 情報交換・連絡会議の実施

(2) いじめの早期発見

- いじめに関わる調査の実施
- 定期的なアンケート調査の実施
- 相談体制の整備
- カウンセリング研修の実施
- 連携・協働体制の整備

(3) いじめへの対処

- 各学校への指導・助言
- 出席停止等の措置
- 学校間の連携体制の整備
- S C, S S W等の効果的な人的配置

(4) 重大事態への対処 → 「Ⅳ 重大事態への対処」を参照

Ⅲ いじめの防止のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定及び周知

各学校は、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。また、その内容を、入学時・年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明する。

学校いじめ防止基本方針

① いじめの防止についての基本的な考え方

- ・ いじめについての基本的な認識、学校がいじめに対する基本姿勢、育てたい児童生徒の力や教師の役割等を示す。

② いじめの防止等の対策のための組織

- ・ いじめ防止対策組織の名称、組織図、役割等を示す。

③ いじめ防止等に関する具体的な取組

- ・ 「いじめの未然防止の取組」「いじめの早期発見の取組」「いじめに対する措置」の項目を設け、取組内容、年間実施回数、実施学年と実施時期、取組を実施する組織等を示す。

④ 重大事態への対応

- ・ 教育委員会への報告、調査の実施、被害児童生徒及び保護者への報告等、重大事態の対応の一連の流れを示す。

⑤ 学校の取組に対する検証・見直し（P D C Aサイクル）

- ・ 学校基本方針をはじめとする学校がいじめ防止等の取組に対する検証について、その方法や時期などを示す。

⑥ その他

- ・ 学校基本方針の公開等による保護者や地域への啓発や、教員がいじめ防止に関する資質向上に資する校内研修の実施について示す。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会（名称は各学校による）」を設置する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

「しない、させない、見逃さない」を基本とし、一人一人が参加・活躍できる授業づくりや集団づくり等の未然防止に取り組む。

(2) いじめの早期発見

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、アンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

平時からの備えをし、いじめの発見・通報を受けた場合には、「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に組織的に対応する。

(4) いじめの問題に関する研修の計画

いじめの防止等のため、教職員の資質向上に向けた校内研修を計画・実施する。

(5) 相談窓口の紹介

入学式等の機会を捉え、保護者に対し、「24 時間子供 SOS ダイヤル」等の相談窓口を紹介する。

IV 重大事態への対処

1 教育委員会または学校による調査

(1) 重大事態発生と調査

① 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

*児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、報告・調査等にあたる。

② 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを町長に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体・組織

ア 学校が主体となって調査を行う場合

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事案
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事案
- 「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性を確保して調査を実施する。

イ 教育委員会が主体となって調査を行う場合

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案
- 「武豊町いじめ問題専門委員会」が調査を実施する。

④ 重大事態調査を実施する目的

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明らかにし、同種の事態の再発防止策を講ずるために行う。

⑤ その他留意事項

教育委員会は、関係する児童生徒の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。そのため、学級替え、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応や、出席停止措置*の活用を検討する等の必要な対応を行う。

（※ 学校教育法 第三十五条、第四十九条、第四十九条の八の規定に基づき行う。）

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

② 調査結果の報告

調査結果は、教育委員会より町長に報告する。学校が主体となった調査の結果については、教育委員会を通じて町長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

町長は、必要があると認めるときは再調査を行う。

再調査にあたっては、「武豊町いじめ問題調査委員会」が行い、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

再調査を行った場合、町長はその結果を町議会に報告する。また、町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

V その他いじめ防止のための対策事項

町の基本方針を公表するとともに、町内各学校の学校基本方針の策定状況を確認し、公表する。

また、町の基本方針に基づく取組状況について点検及び評価を行い、見直しを行う。

重大事態発生時の対応（フロー図）

